

## 大口町立学校職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公務の円滑な執行に資するため、大口町立学校に勤務する県費負担職員（以下「学校職員」という。）が出張に際し、自家用車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この要綱に関し必要な事項は、大口町職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱（平成6年大口町訓令第5号）を準用する。この場合において、同要綱第3条及び第4条中「町長」とあるのは、「校長」と、同要綱第5条中「大口町職員の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）」とあるのは、「愛知県教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則（平成6年3月30日 教委告示第1号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。